

入間市墓地、埋葬等に関する法律施行条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準及び<u>手続</u>その他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第3条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）を受けようとする者は、あらかじめ規則で定める事項を記載した協議書を、<u>規則で定める日までに</u>提出し、当該墓地等の経営の計画について市長と協議しなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 事前協議者は、前項の規定により説明会を開催したときは、<u>規則で定めるところにより</u>、速やかにその説明会の内容を市長に報告しなければならない。</p> <p>(近隣住民等との協議等)</p> <p>第6条 事前協議者は、近隣住民等から墓地等の経営の計画について、<u>規則で定めるところにより</u>、意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。</p> <p>2 事前協議者は、前項の規定による協議を行ったときは、<u>規則で定めるところにより</u>、速やかにその協議の内容を市長に報告しなければならない。</p> <p>(経営許可の基準等)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に係る基準及び<u>手続</u>きその他必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事前協議)</p> <p>第3条 法第10条第1項の規定による墓地等の経営の許可（以下「経営許可」という。）を受けようとする者は、あらかじめ規則で定める事項を記載した協議書を提出し、当該墓地等の経営の計画について市長と協議しなければならない。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 事前協議者は、前項の規定により説明会を開催したときは、速やかにその説明会の内容<u>その他規則で定める事項</u>を市長に報告しなければならない。</p> <p>(近隣住民等との協議等)</p> <p>第6条 事前協議者は、近隣住民等から墓地等の経営の計画について、規則で定める<u>日までに</u>意見の申出があったときは、当該申出をした者と協議しなければならない。</p> <p>2 事前協議者は、前項の規定による協議を行ったときは、速やかにその協議の内容<u>その他規則で定める事項</u>を市長に報告しなければならない。</p> <p>(経営許可の基準等)</p>

第9条 市長は、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、経営許可をしてはならない。

- (1) 墓地等を経営しようとする者は、次のいずれかに該当する者であること。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認めるときは、この限りでない。

ア 略

イ 墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人で、市内に事務所を有するもの

ウ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する法人で、同法第5条第1項に規定する主たる事務所を市内に5年以上有するもの

- (2)～(6) 略

2 略

(経営者等の遵守事項)

第18条 墓地等の経営者及び管理者（以下「経営者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)～(3) 略

- (4) 規則で定めるところにより、墓地又は納骨堂の使用状況を市長に報告すること。

別表第1（第9条関係）

墓地

1・2 略

3 敷地に接し、かつ、出入りができる道路のいずれかが、次の全てに適合するものであること。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、幅員6メートル以上（墓地の敷地面積が10,000平方メートル以上である場合は、幅員9メートル以上）であること。

第9条 市長は、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、経営許可をしてはならない。

- (1) 墓地等を経営しようとする者は、次のいずれかに該当する者であること。ただし、特別の理由がある場合であって、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないものと認めるときは、この限りでない。

ア 略

イ 墓地等の経営を目的とする公益財団法人で、既に市内に事務所を有するもの

ウ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する法人で、同法第5条第1項に規定する主たる事務所を既に市内に有するもの

- (2)～(6) 略

2 略

(経営者等の遵守事項)

第18条 墓地等の経営者及び管理者（以下「経営者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)～(3) 略

- (4) 規則で定めるところにより、墓地の使用状況を市長に報告すること。

別表第1（第9条関係）

墓地

1・2 略

(2) 袋路状道路(その一方のみが他の道路に接続する道路をいう。以下同じ。)でなく、かつ、複数方向で建築基準法第42条第1項各号のいずれかに該当する道路に接続する(当該接続する道路のいずれかが幅員6メートル以上(墓地の敷地面積が10,000平方メートル以上である場合は、幅員9メートル以上)である場合に限る。)こと。

納骨堂

1・2 略

火葬場

1 略

2 敷地に接し、かつ、出入りができる道路のいずれかが、次の全てに適合するものであること。

(1) 建築基準法第42条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、幅員6メートル以上(火葬場の敷地面積が10,000平方メートル以上である場合は、幅員9メートル以上)であること。

(2) 袋路状道路でなく、かつ、複数方向で建築基準法第42条第1項各号のいずれかに該当する道路に接続する(当該接続する道路のいずれかが幅員6メートル以上(火葬場の敷地面積が10,000平方メートル以上である場合は、幅員9メートル以上)である場合に限る。)こと。

別表第2 (第9条関係)

墓地

1 墓地の境界に接し、その内側に幅3メートル以上の緑地(駐車場の区域を除く。)を設け、かつ、樹木の垣根等を設けること。

2 墓地の区域の面積に占める緑地(駐車場の区域を除く。)の面積の割合が20パーセント以上確保されていること。

3・4 略

5 管理事務所、便所、ごみ処理のための施

納骨堂

1・2 略

火葬場

1 略

別表第2 (第9条関係)

墓地

1 墓地の境界に接し、その内側に幅3メートル以上の緑地を設け、かつ、樹木の垣根等を設けること。

2・3 略

4 管理事務所、便所、ごみ処理のための施

設、給水設備及び駐車場（駐車場にあっては、墳墓区画の数の10パーセント以上の自動車駐車台数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）を有するものとする。）を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、これらの施設の一部を当該墓地に近接した場所等市長が認める場所に設けることができる。

6 略

納骨堂

1～4 略

5 納骨堂に近接した場所等市長が認める場所に便所、管理事務所及び駐車場（駐車場にあっては、納骨壇の数の5パーセント以上の自動車駐車台数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）を有するものとする。）を設けること。

6 略

火葬場

1～5 略

設、給水設備及び駐車場を設けること。ただし、市長が適当と認めるときは、これらの施設の一部を当該墓地に近接した場所等市長が認める場所に設けることができる。

5 略

納骨堂

1～4 略

5 納骨堂に近接した場所等市長が認める場所に便所、管理事務所及び駐車場を設けること。

6 略

火葬場

1～5 略